

放送大学のFM周波数跡地（77.1MHz）の 活用に関する要望について



練馬区広聴広報課

練馬区取り組み

- ・平成27年度に臨時災害放送局の機器を購入
- ・平成27年度から令和元年度まで、「練馬まつり」でイベントFM放送局を開設
- ・平成30年度に、区内3団体と「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」を締結

※今年度は、関東総合通信局との合同訓練を実施予定

- ・人口：740,435人
(令和3年8月1日現在)
- ・面積：48.08km²



令和元年度「第42回練馬まつり」の様子

臨時災害放送局の運用想定

- ① 放送局開設のタイミングおよび運用期間
→ 発災 1 週間後から約 1 か月程度の開設を想定
- ② 1 回あたりの放送時間および 1 日あたりの放送頻度
→ 1 日 4 回程度、1 回あたり 15 分～30 分の放送を想定
- ③ 放送する範囲
→ 区役所屋上（21階）から電波を発信し、区内全域をカバー予定
- ④ 放送する内容
→ ライフラインの被害状況、支援物資や生活必需品の供給情報、各種減免措置等の手続きや公的支援に関する情報など
※応急期や復旧期など、状況に応じた情報を随時放送予定

災害時における情報伝達の課題

災害発生などの非常時には、様々な情報発信手段を活用した情報伝達が必要

ラジオは災害備蓄用品として広く認識され、停電等にも強く、災害時の情報伝達ツールとして有効

関東管内のFM放送用周波数帯域が逼迫しており、災害時における臨時災害放送局開設のための周波数割当てが困難

臨時災害放送局の開設が滞り、地域住民への情報伝達に支障が生じる

近接自治体との周波数共用

放送大学のFM周波数跡地（77.1MHz）を臨時災害放送局の周波数として共用する場合、近隣自治体間との電波干渉が懸念される。よって、事前に共用に関する運用方策を定めておく必要がある。

○近隣自治体とのタイムシェアによる共用

例) 30分ごとに放送枠を定め、時間ごとに各自治体が放送する
(9:00～9:30はA区 → 9:30～10:00はB区・・・など)

→ 自治体間の事前の調整が必要不可欠

※放送設備を共用し、複数自治体の情報を1つの臨時災害放送局の拠点から発信する方法もあるが、災害による非常時では情報の集約が大きな負担となる。また、非常時の生活に必要な、きめ細やかな情報が求められることから、現実的には困難と予想される。

跡地周波数活用のメリット

1

臨時災害放送局のスムーズな開設

2

平常時からの利用周波数の周知による区民認知度向上

(周知方法) 区ホームページ・SNS・区報への掲載のほか、イベントFM放送局による周知活動を実施予定

3

訓練等の潜在電界調査の省略